

国不建第 209 号
国不建振第 280 号
令和 8 年 3 月 27 日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
(公 印 省 略)

建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの上昇を
踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について

標記について、今般の国際情勢の変化に伴って、原油価格の高騰が、エネルギーコストや原材料価格の広範な上昇をもたらすことによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところ、かかる状況下においても、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が阻害されることのないよう、各業界団体に向けて国土交通大臣、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長と連名での通知（以下「通知」という。）が発出されたところである。

この通知において、中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）。以下「取適法」という。）に関する内容が一部含まれているところ、建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を建設業を営む者に請け負わせることは、取適法で定める役務提供委託から除外されているものの、中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備するという通知の趣旨に鑑み、貴団体におかれては、通知の内容を適切にご参照いただきたい。なお、建設工事の請負契約にあたっては、改正建設業法に基づき、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約の締結の禁止に係る各種規定について遵守いただきたい。また、価格転嫁に関して、改正建設業法により、資材価格の高騰といった工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について「おそれ情報」の形で請負契約を締結するまでに注文者へ通知することで、請負契約の変更協議を円滑化する規定を設けているところである。注文者についても、通知に係る事象が生じ、建設業者から工期や請負代金の額についての変更協議の申出があった際に誠実に協議に応ずるよう努めなければならないとされたところであり、本規定に基づき対応いただくなど、円滑な価格転嫁についてご協力いただきたい。